適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ · 4	\、 又受印\																			[1/	/2]
令和] 有	三 月	F	in the second se	住が、法が、本が、たった。	又 に 人 の 店 る 事	場 マ	所)は	⊗ (法)		のみ公	表される		目33			000		0.4	0	240	4
				T	納	リ リ 税	, ;	地		731 市佐·			52丁	目33		括番号 2 7	082	<u>-</u>	94	<u> </u>	- <u>318</u>	1)
				請	(フ氏名		i +)		‡/\5 ⊗						(電話	舌番号	082	<u> </u>	94	2 -	318	1)
				者	(7	リカ	· +)		/\\ <i>I</i>													
	廿日市	税務	署長殿		(法) 代 表 法	者						1		<u> </u>								
公表 1 2 な	されま 申請者 法人 よ よ	す。 の氏名 (人格の :記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等る ほか、	▲ 事項(② を除く。 登録番 て公表し)にま :号及て	っって <i>l</i> が登録 ^仏	は、 年月	本店り日がく	又は主 公表さ	こたる これま	事務原	折の所	在地								- ジで
(平成2 ※ 当	8年法律 6該申訂	津第15 青書は	号) 、所 [:]	求書発 第5条 得税法 日以前	の規5 等の-	筐によ −部を	るi 改i	改正征 Eする	後の消 6 法律	当費利	总法第	957条	· の 2	第 2	項の	規定	にに」	とり 日	申請	します	- o
, , ,	,	, , , ,			期間の						0	場合	は令和	10 5 年	三6月	∄ 30 目	1) ま	でに	Z	の申記	青書を	·提出
事	業	者	X	分	※ 次身	医「登録	を提出 [*])確請	Z	見税事 を記載	************************************	くださ	: V)	きた、	免税	免制	説事! に該旨	業者 _{首する}	場合		<u> </u>	
判定合はこのになか	により 令和 5 申請書: ったこ	月31日 課税事業 年6月3 を提出つる は、その	業者とな 0月)ま ることが き困難な	なる場 まででき な事情																		
税	理	士	署	名	T1/ T07		長谷	; Ш	会計						(電話	5番号	082	2 _	27	2 –	- 586	8)
※ 税 務	整理番号				部門 番号		申詢	青年	三月日			年	月			信	年	F		目言		
75署処理	_ 入 カ	処 理		年	月	日	番号確認				身元 確認			確認書類			− F / i	1 1 1 1	- F · j	運転免言	+証) 	
欄	登 録	:番号	Т																			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

					氏名又	は名称	木原	誠					
	該当する事業者	fの区分に	芯じ、□に	レ印を作	けし記載し	してくださ	źΛ,°						
免税	□ 令和5年10 (平成28年法 ※ 登録開	:律第15号		4条第4	1項の規	定の適用	を受	けよう	うとする	る事業	套者	トる法律	
事	個人	番号											
業	来	日(個					法人	事業	年 度	1	月		
者	内日	は設立 (法人)		年	月	日	のみ記載		本 金	至	月	日 円	
の	等事業	内 容											
確	課税期間の初日 □ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け												
認	ようとする事	業者						令和	年	Ē	月	日	
登録要	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ												
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。												
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して												
参													
考													
事													
項													